

福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和3年 12月 8日
2. 会議を行った場所 箕輪町役場 303委員会室
3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	子ども未来課	2～8
2	福 祉 課	9～12
3	文化スポーツ課	12～15
4	学校教育課	15～17
5	健康推進課	17～25

議事のとんまつ

午前９時 開会

○５番 寺平福祉文教常任委員長 おはようございます。それでは福祉文教常任委員会の審査を行いたいと思います。当委員会に付託されました議案について審査したいと思います。ただいまの出席委員は７名です。会議録署名委員の指名を行います。９番 青木委員、１３番 入杉委員を指名いたします。

①子ども未来課

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは議案第６号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第１０号）子ども未来課についての審査をいたします。担当課からの説明を。条例があります。３号ですね。失礼しました。議案第３号 箕輪町保育園設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。担当課より説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは審議よろしく願いいたします。議案につきましては本会議で説明させていただいております。細部につきまして係長の方から説明しますのでよろしく願います。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園施設係長 それでは議案第３号 箕輪町保育園設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。議会での課長の説明と重複するところもあるかと思いますが聞き取りいただければと思います。この条例につきましては今あります木下北保育園それから木下南保育園を廃止して木下保育園を新設するために条例改正を行うというものでございます。この条例の中の別表に保育園各園の名称、位置、定員とですね、定めておりまして北保育園南保育園の廃止によりまして両園の項を削ってですね、そして新たに木下北保育園、位置としましては箕輪町大字中箕輪 13333 番地 1、定員は 200 人ということで改正させていただくというものでございます。以上です。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ただいまの質問に対しまして質疑または意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決いたします。ただいま説明のありました議案第３号につきまして可決すべきものと決めますけどご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしとして可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

続きまして議案第４号 箕輪町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。担当課より説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは議案第４号 箕輪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。提案理由につきましては本会議で町長が申し上げたとおりでございます。細部につきましては係長の方から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 それでは議案第４号 箕輪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。こちらにつきましてはデジタル化の推進に伴い子ども子育て支援新制度に係るもので、書面等によることが規定または想定されているものについて電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するもので以前は附則に載っていたものを本則に入れるというものでございます。イメージ的にはこれまで保育園などで書面の文書や書類での保存をしていたものをパソコンのハードディスクや CD などにデータ保存ができるようにすることや、あと事業者から利用者、保育園から保護者等への電磁的方法による情報提供ということでメールやダウンロードなどによるデータの情報提供が可能になるものであったりあと保護者への電磁的方法による同意の取得ということで今までは書面により同意を得ていたものをメールによる同意の確認なども可能にするというものでございます。細部の説明については以上です。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ただいまの説明に対しまして質疑またご意見ございますか。副委員長

○６番 松本委員 今度は電子化になりまして保護者が子どもが病気になったということで連絡するわけですが、今までは電話でやったんですけどもいわゆる今度はメールになるんですけどもメールは一方通行になります。返事がこう分かりましたとかそういうことはしなくていいわけ。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 今までもコドモンなどで欠席の連絡はしていただいていたのでそれについての返答はしていたかと思いますが、今までと結局変わらずということではあります。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 若干補足としてですけれども今のは通常の保育園運営業務の中での登園とか欠席とかっていう連絡につきましては法律に規定されている部分ではありませんで今回の改正につきましては保育園の入所ですとか、そういった基本的な同意とか、そういったことに対応するものの改正となっておりますのでそのところはちょっと違うところであるということでご認識いただければありがたいです。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○７番 唐澤委員 関連してですけど、そうするとそういう入園とかそういう書式についてはワードなりエクセルなりで準備して記入してメールで送ってくればそれでっていうそういう形になるわけでしょうか。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 国の方で進めているぴったりサービスマイナンバー制度を利用したぴったりサービスというものがあましてそちらについて保育園の入所の申請なども可能になってきておりますのでそれに載っていくように今後進めていくようになってくるかと思います。ですので町の様式はもちろん使った形は使ったものになりますけれども、ワードやエクセルを使ってそれをメールで送ってくるというイメージ、実際運営していく中ではそういったイメージよりもぴったりサービスに載ったものを利用していくようになるのかなということになるかと思います。

○１４番 中村委員 この電磁的な方法によって申請とかしてもらったものの保存はどういうふうにやっていくのかっていうことと、それは何年くらい保存してかなきゃいけないのかっていうことはどういうふうになっていますでしょうか。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 すみません、ちょっとどのような形で保存していくかについては実際出てきたものを紙で打ち出して保存するのか、データとして残していくというふうにするのか、実際システムの方には入力されていくようになりますのでデータとしては残っていくようになります。それを紙で紙で出していただいたものを５年保存なり１０年保存という保存年限は変わらずになってくるかと思いますが、実際ぴったりサービスの方を活用して運営していく中で紙に打ち出して保存するかどうかっていうのは今後ちょっと運用の中で決めていかなければならないのかなというところだと思います。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。議長

○小出嶋議長 （聴取不能）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 ぴったりサービスは大きくて電子申請、今国の方で進めている DX のデジタルの推進の方のものになっていまして、電子申請にはなっているものだと思います。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 議長

○小出嶋議長 （聴取不能）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 正直言いましてまだ今申請等は紙ベースで行っている状態でありまして、先ほどから申し上げているとおり国の方の推進と一体というか合わせてやっている部分もありまして進んでるところ、全国的に見れば進んでるところは進んでいるんだと思うんですけども、当町におきましてはまだそこまで至ってないっていうところであり

ましていずれにしてもそういった環境が整ってまいりますのでいつからということは今時点では中々申し上げられないんですけれども次年度とかは環境整備を見ながら進めていきたいというふうに思います。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 私町の文書管理規程とかそういうもの見たことないんでわかりませんが、基本的には文書管理規定みたいなものに反映させていくとか、きちっとそういう形で整理されていくということになるんじゃないですか。その辺どうなんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 文書規程の中で、紙ベースのものについてはありますので、それを重要という形で保存というこれから電子化してくるとどういう形になるかというのはまた検討の余地はあるかと思いますが、そういったものに準拠して行っていきたいと

思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 だから紙ベースの基本的にはね、今までの文書管理っていうのはそうなっているんですけど、そういう電磁的記録もということになってくると併用もしくはだんだん移行していくということになってくると文書管理規程の見直し等も必要になるんじゃないかな、そういうことなんですが。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 全体的な文書管理規程については総務課になってまいりますので、その辺がいろいろ来年以降、来年度から本格的にそういった見直しも行っていくというような話を聞いておりましてPDFを文書として認めていくとか、そういった情報提供も徐々にいただいておりますので、そういった中で役場全体の文書管理の見直しの中で見直していきたいというふうに思います。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 ちょっとこの担当課じゃないもんであれですけどね、そういうふうになってくると思いますよ。県の方は既に文書管理の方はもう電磁的な形がかなりあれでちょっと登録に手間がかかるんですけどね。結局登録させて基本的にはそこで検索すれば見れるというような形でできあがっていると思うんでちょっと担当課じゃないので直接にはあれかもしれませけど、ちょっとそんなことも頭に入れながら進めていただきたいというふうに思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。ちょっと私の方から確認だけお願いします。一つはこのびったりサービスなんですけど、押印印鑑が必要、保護者の方印鑑が必要なのか、普通に電子申請でいいのかっていうのが1点と、あともう2点、このびったりサービスが国のどこのサービスになるのか、国管理のサービスに町が加盟するのか、それとも箕輪町独自に契約してやるものなのかっていうのが2点目と、あと私びったりサービスって初めて聞いたんですけど、これはどういうシステムなのか、要は保育園だけの電子申

請になるのか、そうじゃなくて今後いろいろな保育園だけじゃなくて他の電子申請も拡張していけるような内容のものなのか、こういったものになるのかという3点です。お願いします。

○小松子育て支援係長 まず押印についてですが、現在も今年度からなのかな、申請について入園の申請については押印は廃止しておりまして保護者の方が書いていただくだけになっております。あと就労確認書、保育に入園に当たり親の就労先から就労証明書をもらうんですが、ちょっと今年度についてはそちらの方の押印の廃止はしてないんですが、近隣では廃止しているところもあり、来年度については廃止していく方向で進めていこうかと思っていますのでそちらの方の押印も廃止となっていくと思いますので押印についてはそのような段階へ進めております。2点目がびったりサービスですが、びったりサービスは保育園の申請だけではなくおそらくマイナンバーにかかるものについてはすべてではないと思いますが、さまざまな分野において申請が可能になってきているものになっています。ちょっと今手元に資料がなくて申し訳ないんですが、保育園の入所だけではなくすぐ思い浮かぶものがちょっと出てこないんですが、マイナンバーを書かなければならないもの、マイナンバーが関係ない1点ちょっと他の市町村の資料を先日確認したときに例えばなんです、本当に市町村自治体レベルのイベント元旦マラソン大会の申し込みとか職員採用の応募なども利用できる市町村もありました。なので幅広くびったりサービスっていうのは使えるものなのかなと思います。すみません、もう1点。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 このサービスは政府の。

○小松子育て支援係長 国のもの、国で進めているもので国のサービスに町が乗っていくという形になります。例えば保育園の入所、入園の関係ですと一応国の方で様式は提示しているんですが町で今現在使っている様式がありますので、その様式に形を変えて町の様式に変えてそのサービスを利用するという、保育園の入園に限ってはそういう形で進めることはできます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 関連してなんですけど、どこのサービスかってお尋ねしたのは要はこの幅広く利用できるということでそれは推進すべきだと思います。このサービスだったら保育園の電子申請と例えば他のサービスがまたそれぞれ違うよりは1本のサービスが良いという意味でお尋ねしたんですけど、もう1点はその国のサービスということでこの申請された情報を閲覧できる範囲、要は簡単に言うと町役場の人だけが見れるのか、それとも要は国の要は政府のサービスということで例えば国の厚生労働省の人が閲覧できるのかどうか、要はこの言ってみれば住民の個人情報を見ることができる人たちの範囲がどの範囲になるのかなっていうのが気になったんでちょっとどこのサービスを利用するのかっていうのをお尋ねしたいんですけども。係長

○小松子育て支援係長 ちょっとそこまで閲覧のところまでは調べたことがないんです。厚生労働省、内閣府になるのか、厚生労働省になるのか、DXの関係でびったりサービス進められているものになってきているので国の所管の部署が一自治体の一住民の情報まで見

れるかっていうとこ、ちょっとそこまでは調べていないんですが多分無理ではないかと思
います。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○７番 唐澤委員 担当課じゃないのを質問してるから本当に申し訳ないですが結局、長
野電子サービスをイメージしてもらえばいいってということですか。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 そうですね、長野電子申請サービスをイメージしていただいてそ
こにマイナンバーがくっついてくるっていう保育園の入園に限ってはそういうイメージで
いいかと思います。以上です。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第４号について採
決いたします。議案第４号について可決すべきものとするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 可決すべきものと決しました。その旨、本会議で報告い
たします。

続きまして議案第６号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第１０号）子ども未来課に
つきましてを議題といたします。説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは議案第６号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算、子ど
も未来課に係わる部分についてご説明いたします。説明について係長の方からいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園施設係長 それでは補正予算書の５ページをお開きいただきたいと思います。
繰越明許費でございます。表の上から２つ目のところにですね、民生費、児童福祉費の中の
木下保育園建設事業ということで上げさせていただきました。こちらは工事請負費となり
ますけれども歳出の現計予算額１億８,４８６万３,０００円計上させていただいておりますが、
このうちの１,１１６万９,０００円をですね、繰越明許させていただきたいと思っております。必
要とする理由としましては現在契約をしてちょっと実際現地の方は準備を始めてる段階で
すけれども外構工事を木下保育園でやっておりますけれども一部の外構工事につきまして
は令和４年４月以降でなければ施工できないような工事、芝張りなどですね、そういった
工事は暖かくなってから行った方がいいだろうというような判断をいたしまして先送りを
させていただきたいという内容でございます。以上です。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ただいまの説明に対しまして質疑または意見ございま
すか。議長

○小出嶋議長 （聴取不能）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園施設係長 園庭の整備自体は外構工事というか造成工事である程度もう形づくってはありますけれども園庭の芝生の張る予定地としては中央部ということになるんですけれども、そこに関しては芝を張ってもすぐにはちょっと開放できませんので一定期間養生をしないでなりませんので養生期間を経たからの供用ということになるわけなんですけれども、なのでちょっと当分の間は園庭で遊ぶということが子どもたちできなくなってしまうんですけれども、園庭の中央部というか、炎天部にはですね、屋外遊具を設置いたしますので当面の間はその遊具などを使って外で遊んでいただくというようなそういう形にちょっとなってしまふかなというふうに思っております。（聴取不能）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 それでは補正予算書一般 22 ページ、23 ページをご覧ください。まず歳出の方からご説明をいたします。人件費に係わるものにつきましては総務課所管になりますので、お願いいたします。22 ページ 0371 児童手当費になります。18 の 01 負担金になりますが、上伊那広域連合負担金ということで 117 万 9,000 円を計上してあります。こちらにつきましては児童手当制度改正対応システム改修業務ということで特例給付の対象者のうち所得が一定額以上年収 1,200 万円以上の上限を設定する改修と毎年提出を求めています現況届の原則配信に伴う改修の負担金になっております。これに伴うシステム改修の負担金の支出に伴う歳入が一般 11 ページをご覧ください。中ほど国庫補助金、民生費国庫補助金に児童福祉費補助金ということで子ども子育て支援事業補助金ということで国の方からこのシステム改修費が 10 分の 10、117 万 9,000 円歳入として計上してあります。以上です。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ただいまの説明に対しまして先ほども合わせて質疑、ご意見ございますか。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。続きまして討論に移ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第 6 号につきまして子ども未来課に係わる部分について可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。子ども未来課に関しましては以上になりますかね、審査。以上で審査を終わりました。協議会に移ります。

【子ども未来課 終了】

②福祉課

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは全員お集まりですので会議を再開いたします。それでは議案第６号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第１０号）、福祉課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤福祉課長 議案第６号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第１０号）につきまして福祉課に関する部分につきまして、各担当の係長の方から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それでは予算書の２１ページをお願いいたします。まず 0301 でございますけれども、こちらの方は人件費に係わるものでございますので総務課の方で説明をさせていただくようになるかと思います。0333 介護保険事業運営費でございますけれどもこちらの方介護特会への繰出金になります。事務費分の増ということで 42 万円、それから介護保険の地域支援事業分ということで 4 万円の増をお願いするものでございます。失礼しました。4,000 円の増をお願いするものでございます。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○宮尾障がい者福祉係長 同じく 0353 介護給付費です。こちら扶助費ですけれども、障がい者と障がい児のサービスが増加しておりまして（聴取不能）の関係が昨年よりも、すみません。障がい者と障がい児の分の障がいサービス（聴取不能）が増加しておりますので 6,342 万円の補正をお願いします。40 万 2,000 円ですすみません、失礼しました。03554 自立支援医療費事業費です。こちら 22 の償還金及び割引料ですけれどもこちらは過年度の医療費の国庫負担金の返還金で 51 万円です。0356 すみません、51 万 1,000 円の増額です。0356 補装具交付等事業費です。こちら 19 の扶助費ですけれども電動車いすと義足の補助が申請がございましたので 156 万 3,000 円の増加でお願いします。以上です。すみません、11 ページをご覧ください。国庫支出金の 03 民生費の国庫負担金ですけれども 04 自立支援事業費負担金ですが、自立支援事業費の早すぎました。すみません。04 の自立支援事業費負担金ですけれども自立支援事業負担金としまして 0353 介護給付費として 3,170 万 1,000 円、0356 の分として補装具の方ですが 78 万 1,000 円の増額となっております。次の 12 ページをご覧ください。17 款の県支出金です。03 民生費の県の負担金ですけれども自立支援事業費負担金としまして 01 介護給付費として 1,585 万円、0356 の補装具の交付事業費としまして 39 万円の増額となっております。以上です。すみません、追加で申し訳ありません。14 ページをご覧ください。21 の諸収入ですけれども 02 過年度収入分としまして過年度の障がい者自立支援給付費の国保負担金の精算として、国庫支出金過年度収入としまして 339 万 4,000 円の収入を見込んでおります。以上です。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、質疑またはご意見ございますか。副委員長

○６番 松本委員 補装具っていうのは具体的にはどういうものですか。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○宮尾障がい者福祉係長 先ほどもちょっとお伝えしたんですが、電動車いすと今出てるのは義足の申請が出ておりまして、義足です、はい。金額が高いものとなっておりますので追加で申請を補正をしております。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○１４番 中村委員 21 ページの 0353 の介護給付費のところの扶助費 6,340 万 2,000 円ってというのはけっこう大きな金額ですけども、先ほどなんか件数が増えたとかというような説明でしたけども、具体的にはどのくらい増えて 1 件当たりどのくらいかかってこの 6,300 万になっているのかわかりますか。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○宮尾障がい者福祉係長 サービスが増加しているというのを少し先ほどお伝えしたんですけども、障がい者の方なんですけれども就労支援 B の関係なんです、昨年度の分と今年度の 9 月分までなんですけれども約 11%アップしています。それとお子さんについても放課後デイサービス等サービスっていうのがあるんですが、そちらも昨年と現在の 9 月までですが、1.29%増額となっております。すみません、29%アップと大人の方は 11%（聴取不能）がアップしています。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○３番 釜屋委員 増えたということは利用する人が増えたということと施設が増えたというそういうことですか。受け入れる施設が増えたから放課後デイとかそれから B 型のそういうことじゃなくて。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○宮尾障がい者福祉係長 施設が増えたというよりも利用者が増加したということです。すみません、施設も放課後デイサービスの方は箕輪町に新たに今年の 4 月から 1 件増えて（聴取不能）という施設が 1 件増えました。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○唐澤福祉課長 追加で若干補足の説明をさせていただければと思います。こちらの方は障がい福祉サービスの給付費につきましては決算等でもご説明させていただく中でやはりご利用の方、また先ほど施設のサービスの事業所等の開設もありますけれども例年々々です、給付費の増加の方がしてございます。昨年度につきましても令和 2 年度が決算で 5 億 600 万という形でございます。令和元年度は 4 億 6,000 万、30 年については 4 億 1,000 万という形でございます。今年度につきまして 4 月から 10 月の実績、これはもう給付の実績になりますけれども現時点で 2 億 6,400 万ほどになっております。そんな状況の中で月額約 4,400 万程度はかかるんじゃないかということで推定しまして今年度補正の方でお願いをさせていただいているものでございます。今年度の最終見込みとして今現時点見てるのが 5 億 2,000 万ほどになりますので昨年よりも約 2,000 万ほどの増額ということで見込んでいるものでございますので、よろしく願いいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わりますして討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。議案第６号につきまして福祉課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

続きまして議案第８号 令和３年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）につきまして、ごめんなさい。失礼しました。議案第９号 令和３年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきまして細部説明を求めます。課長

○唐澤福祉課長 議案第９号 令和３年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明をさせていただきます。今回の補正につきましては第１条にございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１００万７,０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億４,２６６万４,０００円とするものでございます。細部につきましては各担当の係長の方から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 では介護の１０ページをお願いいたします。では介護の１０ページ、歳出の方から説明をさせていただきます。まず５款の地域支援事業費であります。３１５３一般介護予防事業費でありますけれども、こちら職員手当につきましては総務課の再計算によりまして１万４,０００円の増となっております。続きまして３１５４包括的支援機事業費になりますけれども、給料、職員手当等、共済費につきましてはこちらも総務課の再計算によりまして増減がございます。１２の委託料になりますけれども、こちらは介護予防支援委託料増ということで５７万１,０００円計上しております。こちらについては要支援１、２の方のいわゆる介護予防支援ケアマネジャーに委託している部分でありますけれども、当初見込みに比べまして要支援１、２の方が１０人ほど増えておりまして１ヶ月あたり４,３８０円事業所の方に委託料として払っておりましてそちらを今後の見込み等含めて計算して５７万１,０００円の増とさせていただいております。続いて３１５５です。任意事業費でありますけれどもこちら安心配食見守りサービス事業委託料ということで４万２,０００円の増となっております。こちらについては、配食サービスに合わせて独居高齢者見守りを合わせて実施するということで１回当たり２５５円を委託料として支払っておりますけれども、本年度新たにお一人増えまして、その方約月の半分ぐらい使われておりまして新規ということで見込みが増となっておりますので増額をさせていただいております。続いて１１ページの３１５６在宅医療介護連携推進事業費であります。こちら旅費の費用弁償でありますけれども、こちらの会計年度任用職員の費用弁償いわゆる通勤手当に相当する部分になりますけれどもこ

らは当初は10 km以内で見込んでおったんですが、途中採用の職員が10 kmを超える伊那市から通勤ということで増額の方をさせていただいております。続いて12 ページをお願いいたします。3147 予備費になります。こちらにつきましては保険料相当分、本来保険料の余った部分、繰越金について積むということで、予備費ということで計上させていただいておりましたけれども、今回保険料相当分が4,000 円必要になりましたので予備費を切り崩してということで補正の方をさせていただいております。ではすみません、戻りまして6 ページをお願いいたします。介護の6 ページをお願いいたします。歳入になります。まず国庫支出金になりますけれども今回の補正につきましては在宅医療介護連携推進事業費の2 万円の増額の部分が交付金対象になっておりますので法定割合の38.75%に準じまして8,000 円を増額しております。続いて7 ページの県支出金になりますけれども、こちらと同じく3156 の事業費の法定割合19.375%に当たる4,000 円を増額をしております。では続きまして8 ページをお願いいたします。10 款の繰入金でありますけれども、こちらにつきましても3156 の事業費の法定割合分、県費と一緒にですけども19.375%に当たる4,000 円を増額をしております。次にその下にございますけれどもその他一般会計繰入金につきましては先ほど人件費増の部分につきまして事務費の繰入金として42 万円を増額をさせていただいております。続いて9 ページになります。13 款の諸収入になりますけれども、こちらは雑入になりますが、居宅介護サービス計画収入ということで、先ほど要支援1、2 の方の居宅介護支援費委託料増とありますけれども、(聴取不能)についても国保連合会の方に包括支援センターとして給付費を計上しておりますので同じ額が入ってきますので、そちらについては相殺する形で57 万1,000 円の歳入という形にさせていただいております。説明以上になります。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑もしくはご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第9 号につきまして可決すべきものとするにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは可決すべきものとして決しましたのでその旨本会議に報告いたします。以上になりますかね。それではこれで審査については終了しまして協議会に切り替えたいと思います。

【福祉課 終了】

③文化スポーツ課

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。それでは最初に携帯

電話につきましてはマナーモード等にさせていただきますよう確認、スイッチを切るかマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。それでは会議を再開いたします。文化スポーツ課の審査を始めたいと思いますが冒頭スポーツ課の方からお願いします。(聴取不能)

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

(聴取不能)

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは補正予算、議案第６号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算(第１０号)につきまして文化スポーツ課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 それでは議案第６号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算、文化スポーツ課に係わる部分についてご説明を申し上げます。ページ一般 13 ページをお開きください。歳入の方になります。19 款 寄附金でございます。1 項 10 目教育費寄附金の中で教育費寄附金としまして子ども読書推進事業費に 10 万円の指定寄附がございましたので、そちらを受けるものでございます。以降歳出につきましては担当係長の方からご説明を随時申し上げます。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化スポーツ課課長補佐兼郷土博物館副館長兼文化財係長 博物館学芸員(柴秀毅)歳出予算書、予算書の 34 ページをお開きください。1083 資料収蔵施設管理費という下の方になりますけれどもそちらになります。今回補正をお願いしたいのが 12 の 01 委託料ということで 85 万円と 14 の 01 工事請負費ということで 45 万円の合わせて 130 万円になります。どちらもですね、まず委託料の方なんですけれどもおかげさまで中原の資料文化財調査施設の改修工事が 10 月に完了をいたしまして今作業を始めたところになっております。今後の博物館の耐震改修工事を見据えまして速やかに資料の移動を行っているところなんです、まずはですね、現在三日町の倉庫にある考古資料と大槻(聴取不能)さんの彫刻資料を移動したいんですけれども、何せめちゃくちゃ重いものになりましてどちらもすごく重いものになりますのでそちらの方を運搬の方を業者さんの方に委託をしてですね、年度内にそちらを完了させて次は本体の井戸に入りたいというか整備に入りたいということで計上したことになります。それから 14 の 01 の工事請負費も同じく中原の文化財調査施設の整備に関するものなんですけれども今後は中原の方にも博物館の中による美術品とかですね、古文書とかかなり重要なものも移動搬入していく必要があります。それを 4 月からはそれも着手したいということで年度内に警備の工事侵入者があったときに警備会社が来たりとか防犯カメラをつけたりとかそういった警備機能が必要になってきますのでこちらの方を警備の工事を(聴取不能)させていただきたいということで 45 万円を計上しております。あわせまして 130 万円の補正をお願いしたいということになります。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○笠原図書館参事兼図書館係長 それでは続きまして 35 ページをご覧ください。図

書館に関する歳出の補正予算でございます。1075 図書館管理費でございます。まず使用料及び賃借料でございますが、図書館の管理システムリースのリース料を 96 万 1,000 円減額させていただくものでございます。これでございますが、本年度図書館システムの更新時期でございましてその契約が完了したことによりまして不用額が生じました。その額を減額補正させていただくものでございます。続きまして 14 工事請負費でございます。物置設置工事といたしまして 46 万 1,000 円計上させていただいてございます。これでございますが、図書館の裏にある物置が 30 年以上経過してございまして劣化が激しいわけでございます。このところさらに状況が悪くなりまして扉が開けにくく大変危険な状況になりましたので新しく更新をさせていただく予算となっております。続きまして 1078 子ども読書推進事業費でございます。10 の需用費でございますけれども消耗品といたしまして読育関係の図書 10 万円を計上させていただいております。これは先ほど課長からご説明申し上げました 10 万円を充当いたしまして子ども達の読育関連の図書を購入するものでございます。図書館につきましては以上でございます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 ただいまの 35 ページ、図書館の下の 09 地域交流センター費、1092 地域交流センター管理費の関係で 14 の工事請負費としまして駐車場舗装工事の予算としまして 242 万円を計上するものでございます。内容としましては文化センターの正面玄関に入っていく入り口のところに 6 区画ほどの綿貫及び（聴取不能）障がい者用の 6 区画の駐車場がございまして、そこが経年劣化によりまして段差があるということでそこを完全なアスファルト舗装に区画を張り直しをしましてもう一区画増やした 7 台分の駐車ができるような形に整えたいというものでございます。以上でございます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑もしくは意見がある委員の方は挙手にて発言してください。ございますか。中村委員

○14 番 中村委員 34 ページの 1083 のところの運搬費用ですけれども、これは何人で何日かかるということは把握してますか。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化スポーツ課課長補佐兼郷土博物館副館長兼文化財係長 人数見積もりをとったんですが、人数というよりもケースが何ケースでとか大槻さんの彫像が何体でとかそういった計算になります。作業の方は運ぶときには一気に運ぶので概ね 2 日ぐらいというか中身は実は 85 万とってあるんですが、約半分が土器とか土器を乗せる棚も含めてそちらの方が約半分 43 万円ぐらいで土器の箱は 200 箱とか 300 箱とかあるんでものすごい石が入ってたり重いものがあるんですが、それを運んで現場を見ていただいてこのくらいの量でということで計算してもらったものです。それから約半分はコンクリート彫像なんですが、こちらの方には彫像が倉庫の方に 21 体とあと博物館の方にも実は 2 体ありましてどうせやるなら一気にやらないとちょっとあれなのでということで 23 体分でそれはもうユニックの車も必要になるので、そういった車も含めた金額、そんな出し方をしております。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○１４番 中村委員 また中原の方に一応運んで一応また展示するとかいうことになる
またかかるってということですね。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化スポーツ課課長補佐兼郷土博物館副館長兼文化財係長 そうですね。展示をする
ときにはまた運んでくるんですけどもコンクリート彫像に関してはなかなかちょっと展
示する機会はあまりないのでそのままほばいったきりになる可能性はあるかと思います。
それから土器の方も今の暗い三日町の倉庫ではなかなか確認とか整理がうまくできないの
で今後中原へ持って行ったあと綺麗に整備をしてその中で展示できるものってやっぱり限
られてきますので、そういったものはちょっとずつ職員が運ぶような形になるかと思いま
す。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わりました。討論に移ります。討論ご
ざいますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第６号、文化スポ
ーツ課にかかわる部分につきまして可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでそ
の旨本会議で報告いたします。

【文化スポーツ課 終了】

④学校教育課

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。それでは議案第６号
令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第１０号）、学校教育課に係わる部分を議題といたし
ます。細部説明を求めます。課長

○三井学校教育課長兼管理係長 それでは令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第１０号）
の学校教育課に係わる分の細部説明をさせていただきたいと思います。細部につきまして
は係長より説明いたしますのでよろしくお願いします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 それでは今回の補正予算についてご説明をさせていただきます。ま
ず歳入の方から説明をお願いいたします。１３ページをお願いいたします。１９款の寄附金で
ございます。１０の教育費寄附金でございますが、こちら中学校の教育振興費に充てさせて
いただきます５万円となっております。こちらにつきましては株式会社小松様、また小松
協力会の皆様からいただいた５万円ということで寄附金をいただいておりますのでこちら

後ほど歳出の方でご説明させていただきますが、中学校の方で活用させていただく金額として充てさせていただく内容となっておりますのでお願いいたします。続きまして歳出の方をお願いいたします。ページは 33 ページをお願いいたします。こちら 10 款の教育費になります。まず 1002 事務局費でございますが、12 の委託料になります。こちらインフルエンザの個別接種委託料といたしまして中学校 3 年生へのインフルエンザの個別接種を医療機関で受けた場合の 1 人 4,000 円の補助をするための委託料の金額となっております。町医師会と契約をさせていただきましてそちらの方に金額を支払うための委託料として今回計上をさせていただいております。また 18 の 03 交付金でございますが、こちらインフルエンザの個別接種の交付金といたしまして先ほどご説明いたしました委託料、町内の医療機関で受けた場合につきましては直接請求がきますので委託契約をさせていただいておりますが、町外の医療機関で受ける生徒がいた場合に交付金として直接交付させていただくための内容となっておりますので同じく 4,000 円で金額を計上してございます。続きまして 1005 小学校管理費をお願いいたします。1006 の修繕費に 50 万円を計上させていただいております。こちら教育委員会所管の修繕費ということで各学校で修繕ができない部分、当初予算で 50 万計上しておりますが既にいろんな施設での不具合等がございまして、またこれから冬の時期を迎えましていろんな水道の設備ですとか学校周りの設備に支障が合った場合に対応したい予算として計上させていただきたいと思いますので今回修繕料の増額ということでお願いをした内容となっております。続きまして 1047 中学校教育振興費をお願いいたします。1001 の消耗品費に 5 万円ということになっておりますが、先ほどお伝えしました寄附金での歳入をいただいておりますのでこちら中学校の教育振興の消耗品に充てる 5 万円として予算の計上させていただいております。ご説明は以上になります。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたのでこれより質疑に移ります。質疑または意見のある委員の方は挙手にて発言してください。唐澤委員

○ 7 番 唐澤委員 今の消耗品って具体的に何でしょうか。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 中学校の方をお願いしておりますが、中学校の方でトランシーバーといいますか、無線通信ができるものを予算として考えていきたいということで聞いておりますので、そちらに充てる費用として考えております。西駒登山などで通信手段が不具合、つながりにくいときの対応ということでお願いします。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わりにします。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第 6 号 学校教育課に係わる部分を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。学校教育課の部分はこれで以上ですね。

【学校教育課 終了】

⑤健康推進課

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。これより健康推進課と税務課に係わる部分を議題といたします。まず税務課関連でそのあと健康推進課で。健康推進課及び税務課に係わる部分を議題といたします。まず議案第２号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤税務課長兼収納対策室長 それでは議案第２号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について住民税係長の平出係長より説明をいたしますのでよろしくお願いいいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○平出住民税係長 私からは議案第２号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。議案の１ページをご覧ください。今回の改正は全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布により世帯に未就学児、被保険者がいる場合において被保険者均等割の均等割額の減額を条例で規定するものでございます。減額する額は当該年度分の被保険者均等割額に１０分の５を足して得た額と地方税施行例で定められております。それでは先ほどお配りいたしました別表と右上に書いてあります未就学児における被保険者均等割額減額の規定という資料をご覧ください。こちらの方をまず説明していきたいと思うんですけれども、中ほどの未就学児における被保険者均等割額を減額する額（基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分）をご覧ください。こちらは議案ですと６ページから７ページ、新旧対照表の改正案の第２３条第２項の概要をまとめたものになりますので合わせてご覧いただきながらお願いいいたします。それでは別表の方を見ていただきまして基礎課税分の被保険者均等割額（聴取不能）円から減額する未就学児１人分の額につきまして説明したいと思いますので別表の中ほどに改正案第２３条第２項の追加という列がございますのでそちらをご覧くださいければと思います。まず第１号アに規定する７割軽減世帯では被保険者均等割額２万５,０００円から現行の７割軽減額１万７,５００円を差し引いた後に１０分の５を乗じて得た額３,７５０円となります。第１号イに規定する５割軽減世帯では被保険者均等割額２万５,０００円から現行の５割軽減額１万２,５００円を差し引いたあとに１０分の５を乗じて得た額６,２５０円となります。第１号ウに規定する２割軽減世帯では被保険者均等割額２万５,０００円から現行の２割軽減額５,０００円を差し引いた後に１０分の５を乗じて得た額１万円となります。第１号エに規定する軽減なし世帯では被保険者均等割額２万５,０００円に１０分の５を乗じて得た額１万２,５００円となります。続きましてその下の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額８,５００円から減額する未就学児１人分の額につきまして説明いたします。第２号アに規定す

る 7 割軽減世帯では被保険者均等割額 8,500 円から現行の 7 割軽減額 5,950 円を引いた後に 10 分の 5 を乗じて得た額 1,275 円。第 2 号イに規定する 5 割軽減世帯では被保険者均等割額 8,500 円から現行の 5 割軽減額 4,250 円を差し引いた後に 10 分の 5 を乗じて得た額 2,125 円。第 2 号ウに規定する 2 割軽減世帯では被保険者均等割額 8,500 円から現行の 2 割軽減額 1,700 円を差し引いた後に 10 分の 5 を乗じて得た額 3,400 円。第 2 号に規定する軽減なし世帯では均等割額 8,500 円に 10 分の 5 を乗じて得た額 4,250 円となります。今回の改正に伴う影響額でございます。令和 3 年 11 月時点で算出しますとちょっと資料の方には数字が載っていないんですが、7 割軽減世帯の未就学児数は 23 人で 11 万 5,575 円の減額。5 割軽減世帯未就学児数は 24 人で 20 万 1,000 円の減額。2 割軽減世帯未就学児は 11 人で 14 万 7,400 円の減額。軽減なし世帯未就学児数は 18 人で 30 万 1,500 円の減額。合計で 76 万 5,475 円の課税額の減額となります。続きまして議案の方の 8 ページ、新旧対照表の中ほどにあります国民健康保険税の減免についてご覧ください。第 25 条第 1 項第 4 号にございますが、現行では刑事施設等に入所し、医療給付を受けない者と規定されているものを国民健康保険法第 59 条各号の 1 に該当するものへと改正するものでございます。変更のままでも間違いではございませんが、今回の改正案で規定している市町村が多いため、合わせるものでございます。次に第 2 項でございますが、現行では減免申請は納期限までに提出しなければならないとなっております。しかし、第 1 項第 4 号に該当します少年院や刑事施設等に入所している者は出所後に減免申請することが想定されるため、納期限までのあとに、ただし、同項第 4 号に該当する場合は、この限りではないを加えるものでございます。8 ページの下段以降の附則についてでございますが、こちらは法律改正に合わせての整備となります。議案の 2 ページに戻っていただきたいと思います。施行期日について説明させていただきます。この条例の施行日につきましては規定の（聴取不能）箇所が（聴取不能）ございますが、今回の法令改正に合わせた未就学児の被保険者均等額の減額にかかる箇所につきましては令和 4 年 4 月 1 日からの施行となります。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑または意見のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決いたします。議案第 2 号につきまして可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。税務課に関しては以上。

それでは議案第５号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第５号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして国保医療係の小林係長から説明いたします。お願いいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは議案第５号の箕輪町国民保険条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明を申し上げます。こちらにつきましては健康保険法施行令等の一部を改正する政令に伴いまして改正するものでございまして、内容としましては出産育児一時金の金額を４０万４,０００円から４０万８,０００円とする改正となっております。産科医療補償制度に加入している分娩期間で出産した場合は３回目補償制度の掛け金である１万６,０００円と出産一時金である４０万４,０００円を合わせた４２万円が支給されておるんですけども、その他にその掛け金を見直しがされまして１万６,０００円であった掛け金が４,０００円引き上げられまして１万２,０００円となりますので支給額として４２万円を維持するために出産育児一時金の額を４,０００円引き上げまして４０万８,０００円とする条例改正を行うものでございます。２ページ目は新旧対照表になってまして（聴取不能）改正の（聴取不能）施行の期日ですけれども、令和４年１月１日から施行となります。経過措置がございましてこの条例の施行の前に出産した被保険者に係わる者につきましては（聴取不能）ご説明は以上となります。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑または意見のある委員の方は挙手にて発言をお願いします。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第５号について可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

次に議案第６号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第１０号）につきまして健康推進課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第６号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第１０号）の健康推進課に係わる部分につきまして健康づくり支援係の北原係長からご説明いたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 それでは補正予算書の歳出の方からご説明申し上げますので一般の２４ページをお願いいたします。では４款の衛生費になります。まず保健衛生総務費

0401 の一般保健費ですが、こちら 02、03、04 については職員の人件費に伴うものになります。次の 12 委託料ですが、こちら西部診療所閉鎖に伴いまして片付けに伴いまして医療機器を処分いたします。その処分に係る委託費を補正するものでございます。次に負担金、補助及び交付金です。こちらは上伊那広域連合の負担金の増額を補正するものですが、上伊那広域情報センター関係のシステム改修に係る経費を補正させていただくものです。内容としますと健診に関するものと（聴取不能）ワクチンに関するもの、あと新型インフルエンザ（聴取不能）に関係するものになります。全て情報連携に対応するためのシステム改修となっております。次に操出金です。操出金の方は国民健康保険基盤安定操出金の増額を補正するものですが、金額が確定したことに伴います増額の補正になります。次の国保財政安定化支援事業操出金ですが、高齢者 60 歳から 74 歳の方の被保険者の割合が全国平均より多い自治体に認められている操出金を補正するものです。続いて 0404 予防接種事業費をお願いします。償還金、利子及び割引料ですが、こちらは感染症予防事業費等国庫補助金返還金になります。令和 2 年度の風しん追加的対策に係る国庫補助金ですが、実績に応じた返還金を補正するものです。次の 0405 新型コロナウイルスワクチン接種事業費です。こちらは令和 4 年の 1 月からスタート開始を予定しております 3 回目の追加接種に係る経費を補正するものです。令和 4 年の 9 月頃までを想定しております。内容につきましては 01 報酬、03 職員手当、04 共済費、あとは 08 の旅費につきましてはコールセンター職員ですとか、接種に対応していただいている看護師等の人件費に係るものになってきます。続いて 07 報償費ですが、こちらは接種していただく先生、看護師に対する報償になります。需用費は接種にかかる経費、消耗品等になります。光熱水費は保健センターで冷凍庫に係る電気代等になります。役務費については手数料になりますが、上伊那以外で接種した場合には費用決済を（聴取不能）の方に委託しておりましてそちらの手数料になります。委託料につきましては新型コロナワクチン接種委託料ということで医院さんの方で接種いただいている接種費等が委託料に含まれてまいります。使用料及び賃借料につきましては医師の車借り上げ料等になります。工事請負費につきましては保健センターの案内板、案内ですね、誘導する際に案内しやすいように掲示板の方設置したいと思います。あと備品購入につきましては同じように呼び出す呼び出すときにですね、文字で分かるような形のシステムを導入したいと考えております。以上を見込みまして 3 回目の接種に係る経費を補正するものでございます。続いて 0407 国民健康保険特別会計操出事業費ですが、こちらは国民健康保険特別会計（聴取不能）の操出金を減額するものです。次に保健事業費の中の 0415 母子衛生費ですが、こちらは償還金、利子及び割引料になりまして、母子保健衛生費国庫負担金の返還金になります。これは令和 2 年度の未熟児養育医療費、なお国庫負担金分について実績に応じた返還金を補正するものでございます。続いて老人保健費、0424 後期高齢者医療事業費です。こちらは次のページ 26 ページにいただいて負担金で後期高齢者医療広域連合事務費負担金について確定してまいりましたので減額を補正するものです。操出金につきましては後期高齢者医療保険基盤安定操出金こちらでも確定により増額を補正するものです。

後期高齢者医療特別会計総務費操出金ですが、これは人件費に伴う操出金の減額を補正するものです。次の 0425 後期高齢者保健事業費です。役務費の手数料の方を検診のデータ管理手数料になります。検診データは（聴取不能）の方で管理しております。その手伝い料になりますが、後期高齢者の方たくさん検診を受けていただきまして、見込みより多かったため増額させていただくものでございます。続いて歳入の方の説明をいたします。11 ページの方をお願いします。16 款の国庫支出金になります。まず衛生費国庫負担金です。国保基盤安定負担金です。こちらはこちらも金額が確定したことに伴う歳入の増額を補正するものです。続いて 04 の保健衛生費負担金ですが、先ほど 3 回目の接種について歳出の方の補正をさせていただく説明をいたしましたが、こちらはその費用に対する負担金、接種に係る経費の負担金になりますが、そちらの方を計上するものでございます。02 の国庫補助金になりますが、衛生費国庫補助金です。感染症予防事業費等補助金になります。先ほど歳出の方でシステム改修にかかる経費について歳出の補正の方のご説明をしましたが、こちらの方が国庫補助という形で歳入の方がございますのでそれに伴うものを歳入として補正してございます。続いて新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金ですが、先ほどの説明の 3 回目の接種に関するもので体制を確保する方の準備とかですね、にかかる経費についての補助金として補正するものです。12 ページをお願いします。県支出金になります。衛生費県負担金ですが、老人保健費負担金です。後期高齢者保険基盤安定負担金ということでこちらの確定に伴いまして増額するものでございます。03 国保基盤安定負担金です。こちら（聴取不能）の確定に伴いまして増額を補正するものでございます。説明については以上です。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑または意見のある委員の方は挙手で発言してください。係長

○北原健康づくり支援係長 すみません、追加の説明をさせていただきます。資料の 5 ページの方をお願いいたします。今回、新型コロナワクチン接種 3 回目の（聴取不能）について補正をさせていただくわけですが、こちらについては 9 月くらいまでに接種の方を継続するというふうに見込んでおりまして、今回補正をさせていただいて、繰越させていただく予定でありますのでお願いいたします。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 委員の方から質疑、ご意見をお願いします。いいですかね。（「なし」の声あり）

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。次に討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。議案第 6 号 健康推進課に係わる部分を採決いたします。議案第 6 号について可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第７号 令和３年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 議案第７号 令和３年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは国保の６ページからお願いいたします。歳入でございます。

１款 国民健康保険税ということでこちらにつきましてはコロナの影響により令和３年の見込みの収入が（聴取不能）前年より３割以上減少するという世帯の国保税の減免分でございます。７ページをお願いします。３款 国庫支出金でございます。社会保障・税番号制度システム整備補助金としましてこちらにつきましてはマイナンバーカードの健康保険証としての費用の啓発に係わるものにつきまして国から補助金を受け入れるものでございます。８ページをお願いします。６款 県支出金になります。０２ 特別交付金の ０１ 保険者努力支援分でございますが、こちらにつきましては（聴取不能）分について計上させていただいておりまして生活習慣病予防の重症風邪予防とかそういったものの人件費などを計上させていただいております。０２ の特別調整交付金分でございますが、こちらにつきましては先ほどの国保税のコロナの減免分の １０ 分の ４ が補助でされるということになりますので、こちらの分を計上させていただいております。９ページをお願いします。８款 財産収入でございますが、こちらにつきましては基金の利子分について増額を行うものでございます。１０ページをお願いします。１０款 繰入金でございます。０１０２ が保険基盤安定の繰入金ということでこれの確定に伴いまして補正となります。０３ の職員給与費等繰入金でございますが、こちらは先ほど国庫支出金が入りますのでその分繰入を減額するといったものでございます。０４ 国保財政安定化支援事業繰入金ということで先ほど一般会計の方でご説明いたしましたが、その繰入金を計上します。０２ 基金繰入金でございますが、基金繰入金の方をご覧の額減額するものでございます。１１ページをお願いします。１２款 諸収入でございますが、雑入のところを増額しております。こちらにつきましては普通交付金につきまして過年度の清算金が発生しまして国保連から受け入れる金額を増額するものでございます。歳入につきましては以上になりまして １２ ページをお願いします。歳出となりますが、４１１１ 一般管理費でございますが、こちらは財源の組替を行っております。１３ ページをお願いします。３款 国民健康保険事業費納付金でございますが、こちらでも財源の組替を確定に伴いまして組み替えております。１４ ページをお願いします。基金積立金でございます。４６１１ こちらの方は基金の積立金（聴取不能）積み立てるために増額するものでございます。１５ ページをお願いします。８款 諸支出費でございますが、４８３１ 保険給付費等交付金償還金でございますが、こちらにつきましては県（聴取不能）が確定したことに伴いまして増額をするものでございます。ご説明につきましては以上でございます。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑もしくは意見がある委員の方は挙手にて発言をしてください。

○３番 釜屋委員 マイナンバーカードで健康保険に紐づけられるこれから申し込む人はそういうことはあると、それで今までも紐づけをされている人があるわけですか。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 当町の状況がわからないんですけども、総務省の方のホームページによりますと、すみません、厚生労働省の方のホームページになりますが、全体で。厚生労働省の方でマイナンバーカードの保険証利用の登録件数というのが出ておりまして、今日ちょっとホームページで確認したんですけども、2021年の11月28日時点ですね、606万166件の登録があるようです。総務省の方で令和３年１月１日現在の人口が出て（聴取不能）が、1億2,665万4,244人でこれを先ほどの交付した登録件数で割りますと、4.78%くらいが（聴取不能）総人口に対して（聴取不能）が違うのでぴったりではありませんが、そのくらい（聴取不能）いるようです。以上です。

○３番 釜屋委員 それでこれから啓発していくということですね。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 今回計上させていただいたのが保険証の８月に行いました一括更新のときにですね、このような封筒の中にチラシとしてこういったものを入れさせていただきました。それについて補助がついてくるということになりましてそれについて計上するものでございます。

○３番 釜屋委員 まだまだこれからということで。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 国では令和５年の３月末まで（聴取不能）ですね、令和５年３月末には概ね医療機関等での導入を目指すという目標があるようですので、だんだん医療機関で読み取る機械が（聴取不能）思うんですけど、まだまだ現状では少ないということをお聞きしております。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○３番 釜屋委員 地元の病院でもそういうまだところまではいってない。まだ持ってる人も少ないでしょうし。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 今の地元の医院で導入されているところはないと思ってます。報告はないんですけども、伊那の中央病院は来年３月には整えたいというように伺ってます。以上です。

○３番 釜屋委員 ありがとうございました。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。青木委員

○９番 青木委員 今に関連してですね、システムを導入するときに費用がかかりますけれど、たぶんそれ補助だとか何かあるんですか。医療機関に対する補助。民間病院が（聴取不

能)

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 たしか補助が出るような（聴取不能）だったと認識はしております。

○９番 青木委員 大体いくらかいかるんでしょうか。

○小林国保医療係長 ちょっと分からない。

○９番 青木委員 はい。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。続きまして議案第７号につきまして討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。議案第７号について採決いたします。議案第７号について可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

続きまして議案第８号 令和３年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第８号 令和３年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは後期の６ページをお願いいたします。歳入となります。４款繰入金でございますが、総務費繰入金でございますがこちらは人件費に伴いまして総務費の繰入金を減額するものでございます。０２ 保険基盤安定繰入金でございますが、こちらは後期の基盤安定負担金が確定したことによりまして増額するものでございます。７ページをお願いします。歳出となります。１款 6700 一般管理費でございますが、こちらにつきましては人件費に伴う補正となります。８ページをお願いします。6720 後期高齢者医療広域連合納付金としまして、こちらにつきましても後期の基盤安定負担金が確定したことにより増額を行うものでございます。ご説明に付きましては以上となります。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑またはご意見のある方は挙手で発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 では質疑なしと認めます。次に討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。議案第８号につきまして可決す

べきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。健康推進課に係る部分は以上になりますね。では協議会に切り替えます。それでは以上で健康推進課に係わる審査と協議会を終了します。お疲れさまでした。

午後３時２５分 閉会